

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年8月31日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年8月31日（水）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

総務課 高山課長、小池主査補

3 件名

個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・開示請求の決定期限について、法定の期限をあえて短縮する必要はないのではないか。コロナ感染による対応職員の不足や事務の繁忙も考慮し、法定期限とした方が質の高いサービスが提供できるのではないかと。
- 実績を考慮すると、14日以内でも十分対応可能と考えている。
- 他の市町村も、現行条例の期限が改正法より短く、現行サービスを維持して、期限を短縮する方針とするところが多いようである。
- ・個人情報開示の実績は。
- 年間4～5件程度であり、DV関係の開示請求が多い。
- ・開示手数料の額について、本市の手数料の基本的な考え方は100%受益者負担であるが、有料とする考えはないのか。想定はほとんどないにしても、権利の濫用を一定程度防ぐために、国と合わせて300円とする考えもあったのでは。
- 個人情報保護制度と両輪の制度である情報公開制度における開示手数料を無料としており、個人情報開示手数料も従前どおり無料にするべきと考えている。
- 権利の濫用については、どちらかと言えば、情報公開制度において議論になる問題であり、濫用防止の観点で有料とするのであれば、まずは情報公開手数料を見直したうえで、それに合わせて個人情報開示手数料を見直すという順番にした方が良いと考えている。
- ・個人情報開示手数料の見直しを契機として、情報公開手数料を見直すという考えもあるのでは。
- 情報公開手数料を制度開始当初から無料としているのは、市民の知る権利を保障することに考慮しているためであり、慎重な見直しが必要と考えている。
- ・今後、全庁的な手数料の見直し（R5・6年度）と併せて有料化についても検討し、その際は情報公開・個人情報保護審査会における議論も考慮すること。
- ・審議会に諮問する事項として、具体的な想定はあるのか。

→法施行条例の改正や安全管理措置に関する基準、法の範囲内での内部ルールの策を想定している。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部総務課

件名	個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について							
現状・課題	<p>国のデジタル社会の形成に関する施策の一環として、個人情報保護制度の見直しが行われ、民間事業者を対象とする『個人情報保護法』、国の行政機関を対象とする『行政機関個人情報保護法』、独立行政法人等を対象とする『独立行政法人等個人情報保護法』の3本の法律が改正・廃止され、令和4年4月から『個人情報保護法』(以下「改正法」という。)に統合された。</p> <p>地方公共団体においても、これまでは各地方公共団体の条例に基づく異なるルールでの運用をしているところであったが、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目的として、令和5年4月から改正法の規律が適用され、全国共通のルールで個人情報保護制度を運用することになるため、本市でもその対応が必要となっている。</p>							
付議事案	目的	個人情報保護制度について、条例制度下のルールから改正法制度下のルールに基づく運用へ円滑に移行するため。						
	対応方針	<p>(1)改正法の施行に必要な事項(条例委任事項)を定めた新たな条例の制定</p> <p>(2)白井市個人情報保護条例の廃止、その他関係条例の改正</p> <p>(3)改正法の規律に移行することに伴う条例制度下の運用の見直し</p>						
論点(決定を要する事項)	条例委任事項における本市の対応方針							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)								
今後のスケジュール	<p>令和4年9月 情報公開・個人情報保護審査会へ諮問</p> <p>10月 条例案(骨子)に関するパブリックコメントの実施</p> <p>11月 議会へ条例案の上程</p> <p>令和5年1月～2月 庁内制度説明</p> <p>3月 広報・HPによる市民への周知</p>							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	有	R4.12月 法施行条例の制定 関係条例の改廃 R5.1月～2月 関係規則の改廃		報道発表	無		
	議会説明	有	R4.11月	議員への説明会	広報・HP等	有	R5.3月 広報・HP	
	市民参加	有	R4.9月	審議会	R4.10月	パブリックコメント		
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで						
参考情報	関係法令等	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)・白井市個人情報保護条例(平成13年条例第15号)・附属機関条例(平成24年条例第24号)等						
	関係課	全課						
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)						
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	その他	手段

## 個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について

### 1 背景

国のデジタル社会の形成に関する施策の一環として、個人情報保護制度の見直しが行われ、民間事業者を対象とする『個人情報保護法』、国の行政機関を対象とする『行政機関個人情報保護法』、独立行政法人等を対象とする『独立行政法人等個人情報保護法』の3本の法律が改正・廃止され、令和4年4月から『個人情報保護法』（以下「改正法」という。）に統合されることとなった。

地方公共団体においても、これまでは各地方公共団体の条例に基づく異なるルールでの運用をしているところであったが、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目的として、令和5年4月から改正法の規律が適用され、全国共通のルールで個人情報保護制度を運用することになるため、本市でもその対応が必要となっている。

### 2 令和5年4月までに対応すべき事項

- (1) 改正法の施行に必要な事項を定めた新たな条例（以下「法施行条例」という。）の制定
- (2) 白井市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）の廃止  
→その他関係条例・規則等の改廃の必要あり
- (3) 改正法の規律に移行することに伴う条例制度下の運用の見直し  
→必要に応じて法施行条例に規定

### 3 法施行条例の骨子案

#### 【法施行条例に定める事項】

改正法において地方公共団体の条例に定めることが義務付けられ、又は許容されている事項について、法施行条例において以下のとおり定めることとします。

項目	概要					
開示請求に係る手数料  【改正法第89条第2項】	<table border="1"><thead><tr><th>改正法</th><th>現行条例</th></tr></thead><tbody><tr><td>実費の範囲内 (国は1件300円)</td><td>無料 (コピー代等の実費は別途負担)</td></tr></tbody></table>	改正法	現行条例	実費の範囲内 (国は1件300円)	無料 (コピー代等の実費は別途負担)	
改正法	現行条例					
実費の範囲内 (国は1件300円)	無料 (コピー代等の実費は別途負担)					
⇒現行制度の行政サービスの質を維持するため、法施行条例においては、 <u>従前どおり手数料を「無料」と</u> します。 なお、写しの交付に係るコピー代等については、実費相当の費用負担を求めることとします。						

<p>開示決定等の期限</p> <p>【改正法第83条第1項】</p>	<table border="1" data-bbox="577 226 1375 459"> <thead> <tr> <th data-bbox="577 226 976 271">改正法</th> <th data-bbox="976 226 1375 271">現行条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 271 976 459">           開示請求のあった日から 30日以内 ※法定の範囲内で期限を 短縮することが可能         </td> <td data-bbox="976 271 1375 459">           開示請求のあった日から 14日以内 (開示請求があった日から 起算して15日以内)         </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="577 465 1375 772">           ⇒現行制度の行政サービスの質を維持するため、法施行条例においては、<u>従前どおり決定期限を「開示請求のあった日から14日以内（開示請求があった日から起算して15日以内）」</u>とします。            ※14日以内に決定することが事務処理上困難な場合は、30日以内に限り決定期限を延長することが可能。            (14日+30日=44日以内に開示決定)         </p>	改正法	現行条例	開示請求のあった日から 30日以内 ※法定の範囲内で期限を 短縮することが可能	開示請求のあった日から 14日以内 (開示請求があった日から 起算して15日以内)
改正法	現行条例				
開示請求のあった日から 30日以内 ※法定の範囲内で期限を 短縮することが可能	開示請求のあった日から 14日以内 (開示請求があった日から 起算して15日以内)				
<p>個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表</p> <p>【改正法第75条第1項・第5項】</p>	<table border="1" data-bbox="577 853 1375 1234"> <thead> <tr> <th data-bbox="577 853 976 898">改正法</th> <th data-bbox="976 853 1375 898">現行条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 898 976 1234"> <u>個人情報を含む情報の集合物</u> (個人情報ファイル)に関する帳簿(個人情報ファイル簿)を作成、公表             ※<u>ファイル単位</u>            ※<u>1,000人以上の個人情報</u>が含まれる場合のみ         </td> <td data-bbox="976 898 1375 1234">           実施機関は<u>個人情報を取り扱う事務</u>について市長に届け出             ※<u>事務単位</u>            ※<u>取り扱う個人情報の人数にかかわらず義務付け</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="577 1240 1375 1413">           ⇒市が保有する個人情報の状況について、改正法で定められた個人情報ファイル簿の作成・公表に加え、透明性の確保を図るため、<u>個人情報を取り扱う事務について、利用目的や対象者等を記載した帳簿を作成・公表</u>することとします。         </p>	改正法	現行条例	<u>個人情報を含む情報の集合物</u> (個人情報ファイル)に関する帳簿(個人情報ファイル簿)を作成、公表  ※ <u>ファイル単位</u> ※ <u>1,000人以上の個人情報</u> が含まれる場合のみ	実施機関は <u>個人情報を取り扱う事務</u> について市長に届け出  ※ <u>事務単位</u> ※ <u>取り扱う個人情報の人数にかかわらず義務付け</u>
改正法	現行条例				
<u>個人情報を含む情報の集合物</u> (個人情報ファイル)に関する帳簿(個人情報ファイル簿)を作成、公表  ※ <u>ファイル単位</u> ※ <u>1,000人以上の個人情報</u> が含まれる場合のみ	実施機関は <u>個人情報を取り扱う事務</u> について市長に届け出  ※ <u>事務単位</u> ※ <u>取り扱う個人情報の人数にかかわらず義務付け</u>				
<p>審議会その他の合議制の機関への諮問</p> <p>【改正法第129条】</p>	<table border="1" data-bbox="577 1491 1375 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="577 1491 976 1536">改正法</th> <th data-bbox="976 1491 1375 1536">現行条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="577 1536 976 1962">           地方公共団体の審議会への諮問が義務付けられている事項に関する規定なし             ※法の解釈運用については、国の個人情報保護委員会へ一元化         </td> <td data-bbox="976 1536 1375 1962">           市の附属機関である『情報公開・個人情報保護審査会』への意見聴取が義務付けられている事項に関する規定あり             ・要配慮個人情報の収集の例外            ・本人以外からの個人情報の収集            ・目的外利用・提供の例外            ・オンライン結合による実施機関以外への個人情報の提供 等         </td> </tr> </tbody> </table>	改正法	現行条例	地方公共団体の審議会への諮問が義務付けられている事項に関する規定なし  ※法の解釈運用については、国の個人情報保護委員会へ一元化	市の附属機関である『情報公開・個人情報保護審査会』への意見聴取が義務付けられている事項に関する規定あり  ・要配慮個人情報の収集の例外 ・本人以外からの個人情報の収集 ・目的外利用・提供の例外 ・オンライン結合による実施機関以外への個人情報の提供 等
改正法	現行条例				
地方公共団体の審議会への諮問が義務付けられている事項に関する規定なし  ※法の解釈運用については、国の個人情報保護委員会へ一元化	市の附属機関である『情報公開・個人情報保護審査会』への意見聴取が義務付けられている事項に関する規定あり  ・要配慮個人情報の収集の例外 ・本人以外からの個人情報の収集 ・目的外利用・提供の例外 ・オンライン結合による実施機関以外への個人情報の提供 等				

	<p>→「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」は、条例で定めるところにより、審議会等への諮問が可能となることから、法施行条例において、<u>市の附属機関である『情報公開・個人情報保護審査会』へ諮問できる旨を規定すること</u>とします。</p> <p>※現行条例において情報公開・個人情報保護審査会への諮問や意見の聴取を義務付けていた事項については、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するため、<u>法施行条例において審議会等への諮問事項として規定することは許容されていません。</u></p>
<p>個人情報保護制度の運用状況の公表</p> <p>【改正法に規定なし】</p>	<p>現行条例においては、個人情報保護制度の運用状況について、毎年1回、公表を行っています。</p> <p>⇒個人情報保護制度はすべての市民に関わる制度であり、情報公開制度の運用状況と併せて積極的に情報提供していくことが適当であるため、法施行条例においては、<u>従前どおり運用状況を公表すること</u>とします。</p>

**【法施行条例に定めない事項】**

改正法において地方公共団体の条例に定めることが義務付けられ、又は許容されている事項のうち、以下の事項については、法施行条例においては定めないこととします。

項目	概要
<p>条例要配慮個人情報</p> <p>【改正法第60条第5項】</p>	<p>改正法においては、本人に対する不当な差別や偏見等の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報（「要配慮個人情報」）について、法に規定する項目のほか、地域の特性等に応じて、条例で地方公共団体独自の要配慮個人情報（「条例要配慮個人情報」）を定めることが許容されています。</p> <p>⇒改正法で定められた要配慮個人情報と現行条例で定めている要配慮個人情報の定義に差異がないこと、また、新たに独自の要配慮個人情報を定める特段の事情が見当たらないことから、<b>現時点では法施行条例に定めることはせず、今後の社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて検討</b>していきます。</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料</p> <p>【改正法第119条第3項・第4項】</p>	<p>改正法においては、行政機関等が保有する個人情報について、民間企業等からその利用に係る提案を定期的に募集し、提案があった場合には、法の定める基準に適合するか審査のうえ、契約を締結し、本人が特定できないように加工した個人情報（「行政機関</p>

等匿名加工情報」)を提供することとされており、その提供にあたっては、条例で定めた額の手数料を徴収することとされています。

なお、提案募集制度の実施は、経過措置として、当分の間、都道府県や政令指定都市以外の地方公共団体は、任意事項とされています。

⇒本制度は、市民の個人情報の利活用に関わる事項であり、慎重な検討を要することから、**経過措置期間中は導入を見送り、今後、近隣自治体の動向等を調査したうえで必要性を検討**していきます。

#### 4 今後のスケジュール

令和4年9月 情報公開・個人情報保護審査会へ諮問

10月 条例案(骨子)に関するパブリックコメントの実施

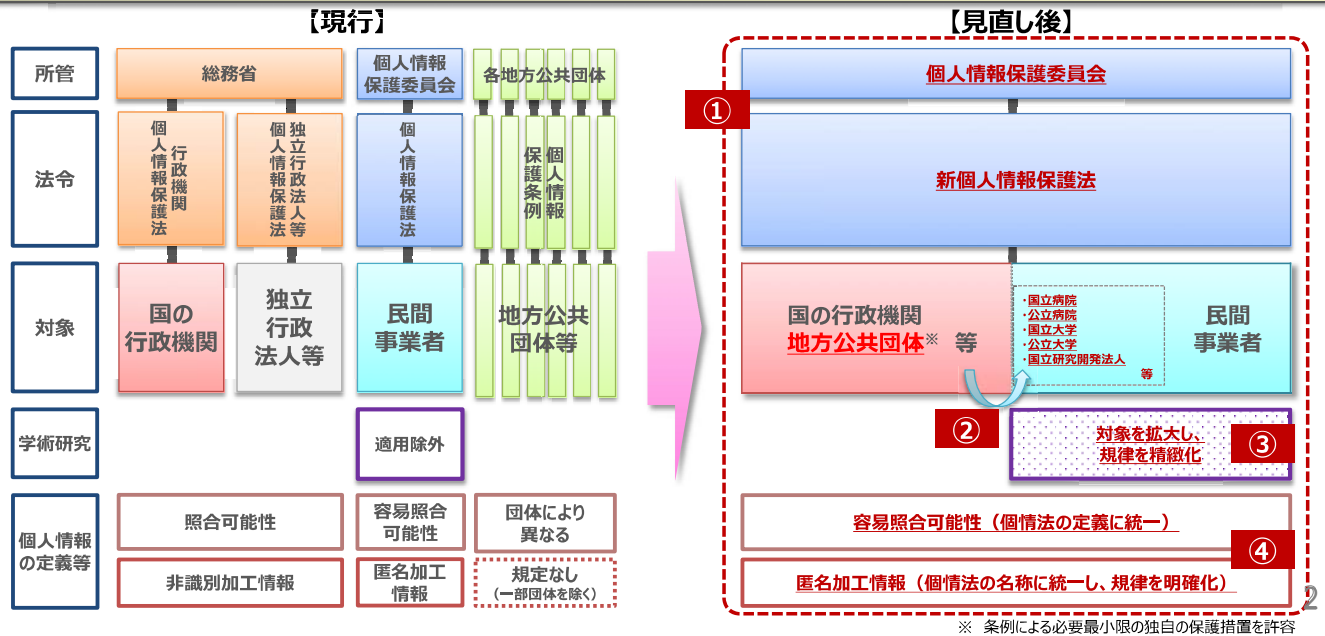
11月 議会へ条例案の上程

令和5年1月～2月 庁内説明会

3月 HP・広報による市民への周知

## 個人情報保護制度見直しの全体像

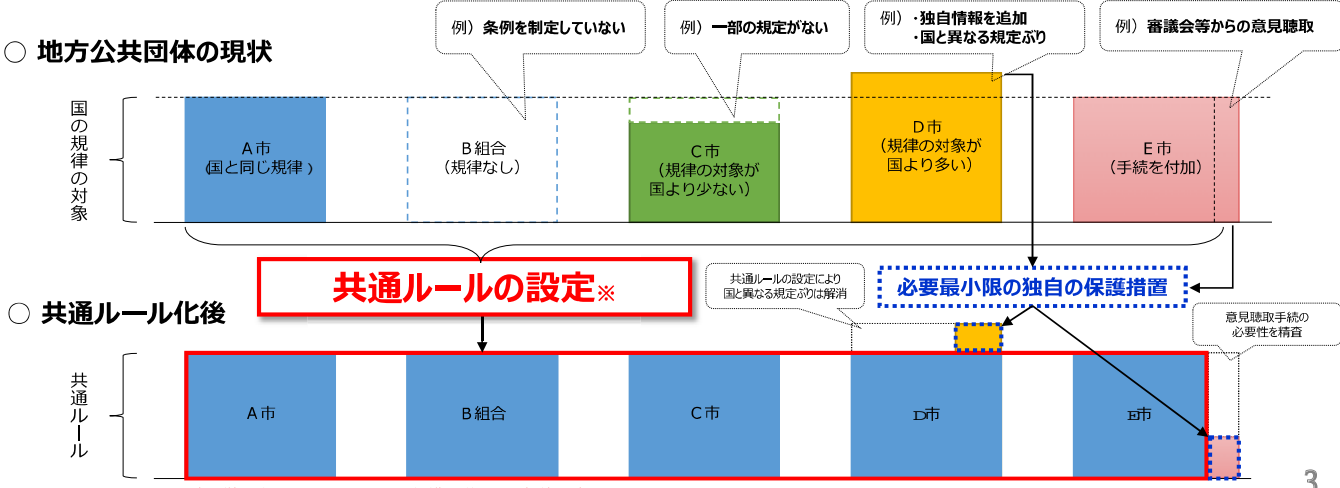
- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



## 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方 (改正の方向性)

- <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>**
- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
    - ※ いわゆる「2000個問題」
    - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
    - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
  - 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
    - 例) ・EUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分性認定
    - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT (信頼ある自由なデータ流通)

- <改正の方向性>**
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
  - 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
  - その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 → 条例を個人情報保護委員会に届出
    - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
    - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。  
 ※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。